

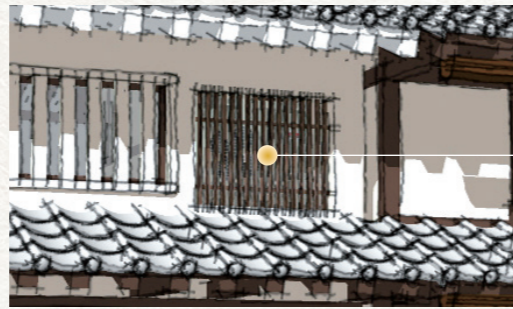
設備機器等

【修景基準】

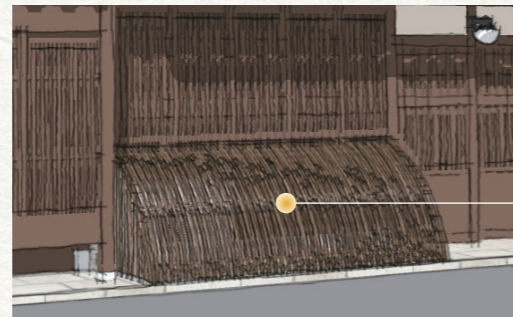
- ◆ 通りから見えにくい配置、形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。
- ◆ 屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい位置に設置するとともに、鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観を損なわないものとする。

【修景基準細則】

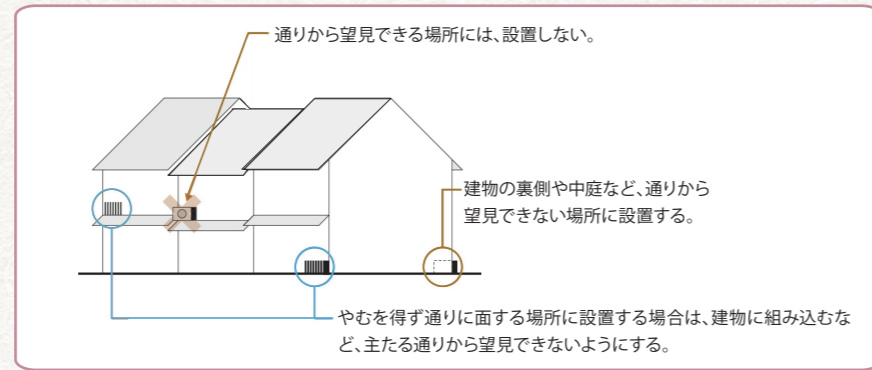
- ◆ 室外機、メーター類、ガスボンベなどは、原則として建物の裏側や中庭など、通りから望見できない場所に設置する。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、建物に組み込むなど、主たる通りから望見できないようにする。
- ◆ 屋上設備(太陽光パネルを含む)は、鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観を損なうため、設置しない。



設置イメージ
格子の中に設置する場合



設置イメージ
犬矢来の内側に設置する場合



屋外広告物(建築物)

【修景基準】

- ◆ 掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ、位置、色彩等については、周囲の景観に調和したものとする。

【修景基準細則】

- ◆ 別表2「広告物等に関する基準」(P24)、別表3「『みち』沿い等の広告物等誘導基準」(P25)を参照とする。



屋外広告物(工作物)

【修景基準】

- ◆ 規模、様式、材料、仕上げ、着色については、周囲の伝統的建造物の特性に合わせたものとする。

【修景基準細則】

- ◆ 別表2「広告物等に関する基準」(P24)、別表3「『みち』沿い等の広告物等誘導基準」(P25)を参照とする。



門、塀、石垣

【修景基準】

- ◆ 規模、様式、材料、仕上げ、着色については、周囲の伝統的建造物の特性に合わせたものとする。

【修景基準細則】

- ◆ 門を設ける場合、材質は木製とし、和瓦[※]葺きとする。
- ◆ 塀を設ける場合、材質は木製とし、仕上げは、腰部を板貼り、上部を漆喰(漆喰調塗壁含む)とする。虫籠窓風の開口部を設けることも可とする。
- ◆ 塀の笠木は、和瓦[※]葺きとする。
- ◆ 塀の高さは、周囲の建物に配慮するものとする。
- ◆ 塀に開口部を設ける場合は、木製建具とする。

※和瓦は、いぶし瓦(黒色ツヤ消し等の仕上げのもの)とし、ツヤ有りの釉薬瓦は、不可とする。



駐車場・車庫

【修景基準】

- ◆ 駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。
- ◆ 車庫を設ける場合は、建築物の修景基準に従うものとする。

【修景基準細則】

- ◆ 敷地前面に駐車場を設ける場合は、上記の門、塀、石垣の項に記されている門、塀を設ける。



自動販売機等

【修景基準細則】

- ◆ できるだけ建物内に組み込んで設置する。
- ◆ 1箇所に複数台設置しない。
- ◆ その他の事項は、別表1「自動販売機に関する基準」(P23)を参照とする。



自動販売機設置イメージ

